

葉山町議会基本条例の一部を改正する条例

葉山町議会基本条例（平成21年葉山町条例第13号）の一部を次のように改正する。

（別 紙）

令和 7 年 5 月 15 日 提出

議会運営委員会
委員長 土佐洋子

提案理由

議会及び議員の活動の際の規範である葉山町議会基本条例に、災害時の対応について規定するとともに、葉山町議会業務継続計画（葉山町議会 BCP）を災害時の行動基準として本条例上に位置付けるため提案するものです。

葉山町条例第 号

葉山町議会基本条例の一部を改正する条例

葉山町議会基本条例（平成 21 年条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 21 条を第 22 条とし、第 20 条の次に次の 1 条を加える。

（災害時の対応）

第 21 条 議会は、災害時においても町民の生命及び財産を守るため、迅速かつ機能的に対応できるよう、危機管理体制の整備に努めるものとする。

2 災害時の議会の行動基準等に関しては、葉山町議会業務継続計画（災害発生時に議会の機能と権能を堅持するために策定する行動基準をいう。）で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

条例の概要

題 名

葉山町議会基本条例の一部を改正する条例

1 趣 旨

議会及び議員の活動の際の規範とされている葉山町議会基本条例に、災害時の対応について規定するとともに、令和4年3月に策定した葉山町議会業務継続計画(葉山町議会BCP)を災害時の議会の行動基準として本条例上に位置付けるため、所要の改正を行うこととした。

2 内 容

- (1) 災害時においても迅速かつ機能的に対応できる危機管理体制の整備に努めることを規定することとした。
- (2) 災害時の議会の行動基準等を葉山町議会業務継続計画(葉山町議会BCP)で定めることを規定することとした。

3 施行期日等

この条例は、公布の日から施行することとした。

葉山町議会基本条例新旧対照表

改正後	改正前
○葉山町議会基本条例 平成21年 7 月 1 日 条例第13号 (議員研修) 第20条 (略) (災害時の対応) 第21条 議会は、災害時においても町民の生命及び財産を守るため、迅速かつ機能的に対応できるよう、危機管理体制の整備に努めるものとする。 2 災害時の議会の行動基準等に関しては、葉山町議会業務継続計画（災害発生時に議会の機能と権能を堅持するために策定する行動基準をいう。）で定める。 (検討) 第22条 (略)	○葉山町議会基本条例 平成21年 7 月 1 日 条例第13号 (議員研修) 第20条 (略) [追 加] (検討) 第21条 (略)